

山柔協 19 - 378 号
令和元(2019)年 12月 24日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会 長 吉 岡 剛
(会長印を省略しています)

令和2年山口県柔道選手権大会（男女）兼
全日本柔道選手権大会・全日本女子柔道選手権大会山口県予選会の開催について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記大会を添付の要領で開催しますので周知方よろしく申し上げます。
(要項の判定基準等について、中国地区予選との整合を図りました。)

令和2年山口県柔道選手権大会（男女）

（兼）

令和2年全日本柔道選手権大会山口県予選会

令和2年全日本女子柔道選手権大会山口県予選会

実施要項

- 1 期 日 令和2年2月2日（日）（受付開始：9時 試合開始：10時）
- 2 場 所 山口県維新百年記念公園維新大晃アリーナ武道館
（山口市維新公園4-1-1 電話083-922-3712）
- 3 主 催 一般社団法人山口県柔道協会
- 4 主 管 山口市柔道協会
- 5 参加資格 (1) 日本国籍を有し、一般社団法人山口県柔道協会より公益財団法人全日本柔道連盟に登録していること。
(2) 山口県内に在住・勤務・在学していること。
(3) 上記(1)(2)に関わらず、山口県外の者にあつては、4月29日の全日本柔道選手権大会開催時点で、卒業・勤務等により現住所、勤務する会社、通学する学校の所在地が、山口県内に変更になる場合には、出場できる。（公益財団法人全日本柔道連盟に登録していること。）
(4) 女子については、令和2年4月19日現在において中学2年生以上であること。
- 6 参加料 (1) 一人2,000円
(2) 参加料は、大会当日受付時に納入のこと。
(3) 申込み締め切り後、欠場する場合も参加料を納入すること。
- 7 試合方法 (1) 試合は国際柔道連盟試合審判規定で行い、試合時間は男子、女子とも4分間とする。
(2) 勝敗の判定基準は「一本」「技あり」とする。技による得点差がない場合は、延長戦(ゴールデンスコア)により、勝敗を決する。
(3) 原則としてトーナメント戦で行う。(敗者復活戦は行わない)
(4) その他については、監督・審判会議で決定する。
- 8 表彰等 (1) 第1位を山口県柔道選手権保持者として表彰する。
(2) 男子・女子とも第1位から第4位までの入賞者に賞状を授与する。
(3) 男子・女子とも成績上位者4名を、令和2年3月8日(日)山口県維新百年記念公園 維新大晃アリーナ武道館で開催予定の、中国地区柔道選手権大会(兼)全日本柔道選手権大会中国地区予選会・全日本女子柔道選手権大会中国地区予選会に山口県代表として出場する資格を与える。

9 監 督 中国地区予選会の監督は、大会終了後協議して決定する。

10 参加申込 (1) 所定の申込書により電子メールにより申し込むこと。

(2) 申込締切 令和2年1月8日(水) 必着のこと。

(3) 申込み先

一般社団法人山口県柔道協会 事務局

電子メールアドレス： yjk@c-able.ne.jp

〒753-0871 山口市朝田字引地581-2

11 組 合 せ 1月中旬、一般社団法人山口県柔道協会が決定する。

12 そ の 他 (1) 傷害保険について

万一の事故の発生に備え、各自、傷害保険に加入するなどして万全の事故対策を講じておくこと。

(2) 遵守事項

別添の令和2年大会資料の資料①②を遵守すること。

(3) 個人情報について

申込み用紙に記載されている事項(氏名・段位等)は、大会プログラムに記載されます。また、大会における写真等が新聞・雑誌・ホームページ等に掲載されることを了承されたものとして扱わせて頂きます。

(4) 大会に関する問合せは、一般社団法人山口県柔道協会事務局まで

電話 083-924-9510

令和2年大会資料

資料① 皮膚真菌症について

皮膚真菌症（トングランス感染症）については、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。

資料② 脳震盪対応について

脳震盪対応については選手及び指導者は下記事項を遵守すること。

1. 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
2. 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。
(なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること。)
3. 練習の再開に関しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
4. 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。